

業 務 仕 様 書

1 業務名

山鼻まちづくりセンター・地区会館機械警備業務

2 対象施設及び所在地

(1) 対象施設

山鼻まちづくりセンター・地区会館（別紙図面のとおり）

(2) 所在地

札幌市中央区南23条西10丁目 1 番

(3) 建物概要

規 模：地上 2 階

構 造：木造（在来軸組工法）

敷地面積：984.12㎡

延床面積：347.80㎡

3 履行期間

令和 6 年10月 1 日午後 5 時15分から令和11年10月 1 日午前 8 時45分まで

ただし、本業務は、地方自治法第234条の 3 に規定する長期継続契約によるため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

4 業務の内容

- (1) 山鼻まちづくりセンター・地区会館（以下、「まちづくりセンター等」という）内の一般電話回線システムによる機械警備。
- (2) 火災・盗難等の事故発見及び初期処置並びに連絡。
- (3) その他警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者協議のうえ決定し、文書確認された事項。

5 警備時間

毎日24時間とする。ただし、まちづくりセンター等の利用状況等により開始時刻及び解除の時刻が変動する場合があることから、自動警報機器による警備は、警報機セット時から、警報機解除時までとする。

6 警備機器の設置

受託者は、別紙図面に示す室に自動警報機器を設置し、警備時間中、当該警報機器により感知される異常の有無を受託者の警備本部において自動的に表示する機械設備の正常作動を確認しうるに必要な機器を設置するものとする。

なお、この設置された機器の所有権は受託者に帰属するものとする。

7 警備業務の対処

- (1) 警備時間中、受託者は管制担当者を定め、受託者の本部に設置される機器表示盤により契約物件の異常の有無を間断なく監視し、安全を確立するものとする。
- (2) 受託者は、警備時間中、前記(1)による方法で契約物件に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を当該物件に急行させ、異常事態の確認を行い、必要な処置を執るものとする。

8 警報機器の保守等

- (1) 受託者は、前記 6 に定める機械設備に関し、常時受託者の本部において正常作動を確認するとともに、毎月 1 回の保守点検を行わなければならない。万一、警報機器の故障により作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講ずるものとする。
- (2) 設置した警報機器の工事配線について、契約期間中、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。

9 機器のき損・紛失

前記 8 にかかわらず、委託者は契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した機器、部品等をき損・紛失させた場合は、その実費を受託者に支払うものとする。

10 契約終了、中途解約時の警報機器の撤去

契約終了後、または中途解約時において、委託者の物件に設置された機器、部品等の撤去に伴う費用は、受託者の負担とする。

11 原状回復の義務

受託者が警報機器の設置、修繕又は撤去に係る工事等に際し、委託者の物件に損害を与えた場合は、受託者の責任において原状に復さなければならない。

12 鍵の保管

本契約の目的のため、委託者が受託者に委託した鍵は、受託者の責任のもとに保管するものとする。

13 報告等の義務

契約物件に異常事態が発生し、緊急要員を急行させた場合は、当該まちづくりセンター所長に速やかに報告し、必要に応じ指示を受けるものとし、その後文書をもって委託者に報告すること。

14 業務報告書等

毎日の業務内容等を、毎月の報告書により委託者に提出すること。

15 従業員の具備条件

業務の性質上、警備員の履歴については十分に留意すること。

16 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

17 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。

18 契約担当部局

中央区市民部総務企画課庶務係

担当：村上

TEL:011-205-3205 FAX:261-2991 Mail:ch.shomu@city.sapporo.jp